

愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護及び看護職等人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的として、奨学金を利用して資格を取得し、町内の各施設等に就職した者に対し、予算の範囲内において介護職及び看護職等奨学金返済助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護施設等 介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定事業所、介護保険法第115条の4第1項の規定に基づく地域包括支援センター並びに障害者総合支援法第77条の2第2項の規定に基づく基幹相談支援センターをいう。
- (2) 病院等 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 常勤 次に掲げるいずれの要件も満たす者をいう。

ア 介護施設等

(ア) 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項の規定により明示された労働条件のうち、同項第1号の3に規定する就業の場所が介護施設等であること。

(イ) 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達し、町内の介護施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

イ 病院等

(ア) 労働基準法施行規則第5条第1項の規定により明示された労働条件のうち、同項第1号の3に規定する就業の場所が病院等であり、かつ、従事すべき業務が医療であること。

(イ) 病院等に1週間の勤務時間が1年を平均して30時間以上又は1月の勤務時間が120時間を超える勤務条件に達し、町内の病院等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

- (4) 介護職等 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条に規定する社会福祉士及び介護福祉士、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第2条に規定する精神保健福祉士、児童福祉法第18条の4に規定する保育士、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師、同法第5条に規定する看護師及び同法第6条に規定す

る准看護師並びに介護保険法第7条に規定する介護支援専門員をいう。

- (5) 看護職等 保健師助産師看護師法第2条に規定する保健師、同法第3条に規定する助産師、同法第5条に規定する看護師、同法第6条に規定する准看護師及び歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第2条第1項に規定する歯科衛生士をいう。
- (6) 養成施設 社会福祉士及び介護福祉士法第7条若しくは第40条第2項の規定による学校若しくは養成施設、精神保健福祉士法第7条の規定に基づく学校若しくは養成施設、児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設、保健師助産師看護師法第19条、第21条及び第22条に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは都道府県知事が指定した養成所、歯科衛生士法第12条に規定する文部科学大臣が指定した歯科衛生士学校若しくは都道府県知事が指定した歯科衛生士養成所をいう。
- (7) 奨学金 第4号若しくは第5号に規定する者が就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 別表に定めるもの
 - イ ア以外の奨学金で、無利子又は低廉な利率で貸し付けられており、町長がアに準ずると認めたもの（助成金の交付対象者）

第3条 この要綱による助成金の交付の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 奨学金を利用して介護職又は看護職等の資格を取得したこと。
- (2) 平成31年4月1日以後、奨学金の返済を行った日に、前条第1号又は第2号の各施設等を運営する事業者にかたがたに常勤の介護職又は看護職等として採用され、採用日から起算して満3年を経過しない者であること。
- (3) 採用日から起算して1年以上継続して本町に居住する予定がある者であること。
- (4) 採用日から起算して1年以上継続して、前条第1号又は第2号に規定する町内の各施設等に就労する予定がある者であること。
- (5) 自ら奨学金を返済していること。
- (6) この要綱による助成金の交付を受けたことがないこと。ただし、前年度以前に交付決定を受けた者が、前年度と同じ事業者にかたがたに引き続き雇用されている場合で、継続して当該年度分の申請を行うときを除く。
- (7) 愛川町介護・看護・保育職等転入奨励助成金交付要綱、愛川町介護・看護・保育職等復職等奨励助成金交付要綱及び愛川町新婚生活支援補助金交付要綱の補助を受けていないこと。
- (8) 町税等を完納していること。

（助成金の交付対象経費及び助成金の額）

第4条 助成金の交付対象経費は、奨学金の返済費用のうち、当該年度中に対象者本人が返済した額とする。

2 助成金の額は、前項に規定する交付対象経費の2分の1に相当する額（1

円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、1年度につき20万円を限度とする。

(助成金の交付対象期間)

第5条 助成金の交付対象期間は、第3条各号に掲げる要件に該当することとなった日の属する月から当該年度末までとする。

(助成金交付申請等)

第6条 助成金の支給を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付申請書兼返済計画書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 就労先の在籍証明書(第2号様式)
- (3) 誓約書(第3号様式)
- (4) 修了証明書(保有資格の証明書類)の写し
- (5) 貸与機関の発行する奨学金の貸与証明書その他奨学金の貸与を受けていることを証明すると町長が認めた資料
- (6) 貸与機関が発行する奨学金の返済証明書又は奨学金の返済を証明するものであると町長が認めた資料
- (7) その他町長が必要と認めた資料

(助成金交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の確認により第3条に掲げる要件について審査し、助成金の支給の可否及び交付すべき助成金の額を決定し、愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更交付申請等)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請の内容を変更する場合は、愛川町介護職及び看護職等奨学金返済助成金交付変更申請書(第5号様式)に当該変更に係る資料を添えて、速やかに町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、変更の決定をし、愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付変更決定通知書(第6号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(請求及び支払)

第9条 第7条及び前条の規定により交付すべき助成金の交付決定を受けた者は、別に町長が定める期日までに、愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付請求書兼口座振替依頼書(第7号様式)を町長に提出し、当該確定に係る助成金を請求するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を交付するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、第5条に規定する期間について、別に町長が定める期

日までに、愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 各施設等に在籍していることを証明する資料
- (2) 貸与機関が発行する奨学金の返済証明書
- (3) 奨学金の返済を証明するものであると町長が認めた資料
（助成金の交付を受ける者の責務）

第11条 助成金の交付を受ける者は、本町の介護職及び看護職の質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、町内に住所を有し、第2条第1号又は第2号に規定する町内の各施設等に継続して勤務するよう努めなければならない。
（届出の義務）

第12条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに町長に届け出なければならない。

- (1) 採用日から起算して1年を経過する前に第2条に規定する町内の各施設等を退職した場合又は1月以上の療養休暇等の長期休暇を取得した場合
- (2) 採用日から起算して1年を経過する前に町外へ転出した場合
（決定の取消し等）

第13条 町長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 採用日から起算して1年を経過する前に第2条に規定する町内の各施設等を退職した場合又は採用日から起算して1年を経過する前に町外へ転出した場合。ただし、健康上の理由その他相当な理由があると町長が認めた場合を除く。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反した場合

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称等
日本学生支援機構奨学金
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金
社会福祉協議会の生活福祉資金及び教育支援資金 （教育支援費・就学支度金）
母子福祉寡婦福祉資金貸付金

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）愛川町長

住所
申請者 氏名
連絡先

印

愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付申請書兼返済計画書

愛川町介護職及び看護職等奨学金返済助成金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり助成金を申請します。

- 1 交付申請額 円 返済金額合計÷2（1円未満切捨て）
2 返済計画書

返済月	返済金額	返済月	返済金額
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
7月	円	1月	円
8月	円	2月	円
9月	円	3月	円
返済金額合計			円

- 3 添付書類
(1) 住民票の写し
(2) 就労先の在籍証明書（第2号様式）
(3) 誓約書（第3号様式）
(4) 修了証明書（保有資格の証明書類）の写し
(5) 奨学金の貸与及び返済を証明する書類
(6) その他町長が必要と認めた資料

〈同意欄〉

私は、奨学金返済助成金の申請にあたり、愛川町が次の事項について行うことに同意します。

- (1) 町税等の納付状況
(2) 施設等に就労後、1年が経過するまでの間、その就労の有無を確認すること。

年 月 日 住所
氏名

印

第2号様式（第6条及び10条関係）

在籍証明書

（宛先）愛川町長

年 月 日

事業所名
事業所所在地
代表者氏名 ⑩
連絡先

下記の者は、次のとおり在職していることを証明します。

氏 名	
住 所	
勤 務 先	
採用年月日	年 月 日
採用形態	<p>[介護施設等] 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達し、町内の介護施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。</p> <p>[病院等] 病院等に1週間の勤務時間が1年を平均して30時間以上又は1月の勤務時間が120時間を超える勤務条件に達し、町内の病院等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。</p>
職 種	<p>〈介護職等〉 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・保健師・看護師・准看護師・介護支援専門員</p> <p>〈看護職等〉 保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士</p>

第3号様式（第6条関係）

誓約書

私は、愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金の交付申請にあたり、次の事項について誓約します。

- 1 申請及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- 2 愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付要綱第2条に規定する者で、採用日から継続して1年間は、愛川町の事業所等で継続して勤務します。
- 3 同要綱第12条の規定に該当することとなったときは、速やかに助成金を愛川町に返還します。

年 月 日

（宛先）愛川町長

住 所

申請者 氏 名

Ⓜ

連絡先

年 月 日

様

愛川町長

愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金について、愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり助成金の（ 交付 ・ 不交付 ）を 決定したので通知します。

1 交付決定金額

円

2 交付条件

- (1) 助成金の交付を受ける者は、愛川町の介護職及び看護職の向上のため自己研鑽に努めるとともに、町内に住所を有し、町内の各事業所等に継続して勤務するよう努めなければならない。
- (2) 採用日から起算して1年を経過する前に町内の各事業所等を退職したとき又は1月以上の療養休暇等の長期休暇を取得したときは、直ちに町長に届け出なければならない。
- (3) 採用日から起算して1年を経過する前に町外へ転出したときは、直ちに町長に届け出なければならない。
- (4) 交付申請の内容を変更する場合は、変更の申請を行い、承認を得ること。
- (5) 助成期間が満了したときは、定められた期日までに実績報告書及び関係書類を町長に提出すること。

3 助成金の返還

交付条件に反した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、助成金の全部又は一部が返還となる場合がある。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）愛川町長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

印

愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付変更申請書

愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり助成金の交付変更を申請します。

1 交付の内容

変更前	変更後

2 添付資料

当該変更申請に係る資料

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

様

愛 川 町 長

愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付変更決定通知書

年 月 日付けで交付変更申請のあった愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金について、愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり助成金の変更交付を決定したので通知します。

変更交付決定額	円
(変更前交付決定額)	円

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）愛川町長

住所
申請者 氏名
連絡先

印

愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付請求書兼口座振替依頼書

年 月 日付けで交付決定のあった助成金について、愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付要綱 第9条の規定に基づき、次のとおり、助成金の交付を請求します。

なお、この助成金は次の指定口座にお振込みください。

1 請求金額

	十	万	千	百	十	円
--	---	---	---	---	---	---

ただし、

として

2 指定口座

振 込 先	銀行 金庫 組合 (○で囲んでください。)			支店 支所 出張所 (○で囲んでください。)
	預金種類	1 普通 (○で囲んでください。)	2 当座	口座番号
	(フリガナ)			
	(名義人氏名)			

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）愛川町長

住 所
申請者 氏 名
連絡先

印

愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金実績報告書

年 月 日付けで交付決定通知のあった助成金に係る奨学金の返済が完了しましたので、愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり、返済実績額を報告します。

1 返済実績

返済月	返済金額	返済月	返済金額
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
7月	円	1月	円
8月	円	2月	円
9月	円	3月	円
返済金額合計			円

2 添付書類

- (1) 就労先の在籍証明書（第2号様式）
- (2) 奨学金貸与機関が発行する奨学金返済証明書又は返済を証明する書類